

声明「日本国憲法第 9 条を堅持し、平和を維持することを強く求めます」

2026 年 6 月 20 日

NPO 法人高齢社会をよくする女性の会

「高齢社会をよくする女性の会」は、1983 年(昭和 58 年)に樋口恵子現名誉理事長及びその賛同者により創設されました。根強い性別役割分業から女性たちを解放し、「豊かな老いを全うできる社会の創造」を目指して活動を続け、老いを看取る女性への重圧を可視化し、「介護の社会化」を図る介護保険制度の創設に寄与いたしました。

2005 年には、NPO 法人として新しいスタートを切り、超高齢社会に向かう時代と共に、女性や高齢者を取り巻く課題解決のための研鑽を積み、調査研究、提言等を行ってまいりました。

当会の高齢会員は、身をもって戦争の悲惨さを味わい、戦後の復興も目の当たりにしています。その過酷な体験を通して生まれた反戦・平和への強い思いは、戦後世代の会員にも引き継がれ、2025 年 12 月のシンポジウムでは、戦後 80 年を記念して募った手記の朗読を行い、それぞれの実体験を共有、今年 2 月には文集として発行しました。

1945 年(昭和 20 年)終戦を迎えた日本は、二度と戦争をしないという誓いのもと、翌年新しい憲法を制定しました。前文の「国民主権」、第 9 条「戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認」、第 11 条「基本的人権」、第 14 条「平等原則」、第 15 条「普通選挙の保障」第 25 条「生存権」等々が謳われ、同年 4 月には初の女性参政権が行使されました。

以来日本は民主国家として 80 年以上も戦争に加担せず、平和を維持して来ましたが、世界では戦争により多くの子どもや民間人が犠牲になっています。その有様を見聞きするたびに、戦争による唯一の被曝国の国民として、核のない恒久的な世界平和を願わずにはいられません。

一方日本でも近年、防衛費の増大、武器輸出等、「新しい戦前」の始まりではないかと危惧される様々な状況が生じています。

「高齢社会をよくする女性の会」は一貫して戦争に反対し平和を希求してきました。女性も男性も、子どもや若い世代と高齢者も、誰一人として置き去りにされない、命と暮らしが守られる平和な国家の保持を要望します。

私たちはは軍備拡張に反対し、改めて世界の平和と安定に重要な役割を果たしている憲法 9 条を堅持することを強く求めます。

以上、2026 年度 NPO 法人高齢社会をよくする女性の会総会における声明として決議いたします。